

添付書類及び記入するときの注意事項

【添付書類】

「**医師又は助産師において出産の事実を証明する書類**」、または「**市区町村長における出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類**」のうちのどちらか一方を請求書に添付してください。

上記の「**医師等又は市区町村長**」の出産を証明する書類等の添付に代えて、この請求書の「**医療機関等及び市区町村長の証明欄**」を利用して、いずれか一方の証明を受けてもらって提出しても差し支えありません。

なお、医師等の証明書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の氏名、住所等を記載したもの）を添付してください。

医療機関等から交付される「**直接支払制度にかかる代理契約を医療機関等と締結していない旨**」の合意文書の写し

医療機関等から交付される「**直接支払制度を用いていない旨**」の記載及び、「**産科医療補償制度の加算対象出産であることを証明するスタンプ**」の押印がされている**出産費用の領収・明細書の写し**

【出産育児一時金】

保険給付は、在胎週数 13 週（85 日）以降の生産・死産・流産が対象となります。

【出産育児一時金の支給額】

平成 21 年 10 月 1 日以降の出産から、1 児につき原則 42 万円（39 万円と 3 万円）となります。

産科医療補償制度に加入する医療機関等において、在胎週数 22 週以降の出産（死産も含む）の場合は、制度の保険料相当分として 3 万円が加算され、出産育児一時金は 42 万円が支給額となります。

産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合、又は加入している医療機関等であっても在胎週数 22 週未満の出産の場合の出産育児一時金は、39 万円が支給額となります。

この請求書の記載についてわからないときは、健康保険組合業務課へおたずね下さい。